

## 課外活動における大学公認団体申請について

本学では、同じ関心や意欲を通じて集まり、勉強会や文化・スポーツ活動、イベント主催や事業展開などを通じて積極的に課外で活動をしている学生団体に対して、施設利用費の一部補助や大学施設の貸出等の支援を行います。課外活動における学生同士の交流とそこでの多くの経験や体験は、授業において培われた力を実際に試し、またさらに発展させる場として重要な意義を持っています。皆さんの積極的な交流や活動を期待しています。

### 1. 大学公認の課外活動団体について

大学から正式に公認された団体には、次のような支援が行われます。

- 【1】 活動における施設利用費等のうち一部（原則、上限5万円/半年）の充当を目的とした補助
- 【2】 AirCampus 課外活動コースへ、団体専用フォーラムを開設
- 【3】 大学施設の貸出
- 【4】 学内外の団体との交流等、幅広く参加者を集めたイベントの開催における、大学協賛による資金補助、大学施設の貸出
- 【5】 学外での活動中での負傷は、「学生教育研究災害傷害保険」の対象となる

※1は、半期ごとの活動に対して、毎年9月/3月に補助金申請を受け付けます。申請は、公認団体のみが行えます。

※1は、どの費用を認めるかは、申請内容と活動実績をふまえ大学事務局での学内審査を経て判断決定されます。

受益者負担の原則のもと、補助はかかった費用の最大50%とします。

※3は、その都度、事前の届出と大学からの許可が必要です。使用可能日時等詳細は、p.4「3. 活動運営上の注意点」を参照してください。

※4は、その都度、大学へ事前申請を行い、許可を受けてください。また、終了後には、大学へ実施報告を行ってください。

※5は、保険適用は、大学に在学する学生のみが対象です。また、事前の届出がない活動の場合には、適用対象外となる場合があります。

※詳細は、p.4「3. 活動運営上の注意点」を参照のこと。

## 2. 大学公認団体として活動するには

### 2-1. 公認団体への申請

(1) 申請時には、以下の要件を満たしている必要があります。

#### 認定団体の要件

##### ・<目的>

活動の目的が、大学の理念に照らしふさわしいものであること

また、活動が、BBT 大学の学生間交流の促進、地域的な交流、地域を超えたつながりの促進に寄与するものであること

・<活動内容> 認定申請時において、一定期間の活動実績または明確な活動予定があること

・<会員> 団体の責任者は、本学学部にて在学する学生であること

・<会員> 団体の会員数は、5 名以上であること(地域会等で、参加者に限りがある場合はその限りでない)

(2) 別紙 「課外活動団体申請書」を学部事務局まで提出してください。

「課外活動団体申請書」に記入する項目

団体名、設立年、会費、責任者連絡先、団体 Web サイト主な活動場所、活動目的、現在の活動状況(過去の活動実績)、活動予定

→申請受付: 随時

→提出先: 事務局(bbtustudent@ohmae.ac.jp)に、申請書を添付してメールで提出

### 2-2. 公認団体として活動

大学から認可された場合は、大学公認団体として「1. 大学公認の課外活動団体について」(p.1)にある支援を受けながら、活動ができます。

・AirCampus「課外活動」コースの団体専用フォーラムで、会員募集や活動実績の報告などを行ってください。(※半年後の補助金申請の際には、フォーラムでの活動報告も審査対象として加味します。)

・公認団体として活動中に、イベント協賛による大学からの特別な補助、「学生教育研究災害傷害保険」の適用を受ける場合は、その都度、学部事務局まで申請、問い合わせをしてください。

・責任者、会計、監査等の役員/届出事項に変更がある場合や、団体が解散した場合には、すみやかに学部事務局に届け出てください。

・その他については、「3. 活動運営上の注意点」をよく読み、ルールを守って活動してください。

## 2-3. 補助金の申請方法

公認団体は、半年間の活動後(毎年、4月～9月活動分は9月末/10月～3月活動分は3月末)、施設利用費等について補助金(原則、半期につき上限5万円)の申請ができます。

(1) 申請時には、以下の要件を満たしている必要があります。

### 補助金申請の要件

- ・会員から会費を徴収して団体運営を行っていること
- ・団体として預金口座を開設し、会計責任者によって資金の出入が明確化されていること。それに対する監査担当も置いていること
- ・「課外活動団体活動報告・補助金申請書」を事務局へ提出すること
- ・補助金申請書に、当該活動期(半年間)の団体口座通帳のコピー、補助申請を行う項目の領収書コピーを提出すること

(2)別紙「課外活動団体活動報告・補助金申請書」を学部事務局まで提出してください。

### 「課外活動団体活動報告・補助金申請書」に記入する項目

団体名、設立年、会費、責任者連絡先、団体 Web サイト主な活動場所、活動目的、活動報告(必要があれば、活動記録を添付)、活動収支報告、課外活動補助金申請(振込先団体口座)、

※当該活動期(半年間)の団体口座通帳のコピー、補助申請を行う項目の領収書コピーを添付してください

※監査役の監査を経たうえで提出期限までに提出してください

→提出期限:半期毎(毎年9月末日/3月末日) 締切厳守

→提出先:学部事務局(bbtstudent@ohmae.ac.jp)に、申請書を添付してメールで提出

(3)申請内容を大学内で審査し、補助金額が決定します。補助金は、申請時に記載した団体預金口座に支払われます。

※補助金額は、AirCampus 上の活動報告、活動報告に記載された活動実績、会計運用状況(団体口座通帳コピー等より)等を加味し、実際の補助金額を大学事務局が決定します。

(受益者負担の原則のもと、補助はかかった費用の最大50%です)

〈評価対象項目(例)〉

例会開催頻度の定期性、参加人数、活動内容、施設利用費(過度に高額でないかなど)、

その他(大学の理念にふさわしい活動であること、学生間交流の促進、地域を超えたつながりの促進、大学の全般的な活動への貢献が認められる活動など)

→補助金支払: 補助金決定通知後(毎年10月末/4月末を予定)

### 3. 活動運営上の注意点

#### ■会計

- ・団体の運営は原則として会員から会費を徴収して行ってください。
- ・会計を置き、会費や大学からの補助金は団体専用の預金口座で管理してください。
- ・クリーンな運営を心掛け、補助金申請時は、団体口座の通帳コピー・領収書(補助金申請項目について)のコピーを提出してください。

#### ■例会の実施

- ・認定団体の活動は、少なくとも半年で5回以上、例会が開催され継続されている必要があります。
- ・例会を開催する場合は、事前に大学掲示板等で例会の開催日時・場所・参加者等について学生・学部事務局に対して広く告知してください。

【注意】例会を開催の告知なく実施し、事故が発生した場合、保険の適用が行われない場合があるので注意してください。

- ・学内外を問わず幅広く参加者を集めたイベントの開催に際して、大学協賛による資金補助や大学施設の貸出を受けたい場合は、事前に学部事務局へ[イベント名、日時、場所、責任者連絡先、参加団体・参加人数、収支予算書、大学への支援要請事項]を届け出てください。また、開催後2週間以内に、学部事務局まで実施報告を行ってください。

#### ■大学施設の利用

- ・例会には、BBT ラウンジ(<http://www.bbt757.com/lounge/>)を利用していただくことができます。

※2023年7月現在、BBT ラウンジの貸し出しを中止しております。

使用希望がある場合は、別途お問い合わせください。

#### ■事故への対応

- ・活動中の災害・傷害・事故・損害については、会員各自が責任を持って対処してください。ただし、事前に申請された場所において活動中事故が発生した場合、「学生教育研究災害障害保険」加入者のしおりに記載されている範囲において保険の適用を受けることができます。

※保険の適応は本学に在学する学生のみが対象(休学中は対象外)です。詳しくは、キャンパスガイド学生生活編「学研災(学生教育研究災害傷害保険)(本科・編入生のみ)」を別途確認してください。

※学生主催で、課外で活動を行う際は、キャンパスガイド→行事・課外活動→課外活動時の注意の中の「課外活動届」を大学へ事前に届け出てください。届出がない場合、「学生教育研究災害傷害保険」による補償を受けられません。

#### ■学外団体との活動について

- ・学外団体と共同でイベント等を開催する場合には、事前に[イベント名、日時、場所、責任者連絡先、参加団体・参加人数、収支予算書、大学への支援要請事項]を学部事務局まで届け出てください。また、開催後2週間

以内に、学部事務局まで実施報告を届けてください。

**■刊行物の頒布、その他金銭上の利益を伴う活動について**

- ・新聞、雑誌その他の文書を刊行し団体外で頒布する場合は、その 1 部を学部事務局に提出してください。また、有償で頒布される文書は、その刊行の都度学部事務局の許可を受けてください。
- ・団体として収益事業など金銭上の利益を伴う行為をするときは、収入支出予算書をあらかじめ学部事務局に提出し許可を受けるか、収入支出決算書を大学事務室に提出し承認を得てください。

**■違反があった場合について**

次の違反事項があった場合、学部事務局の判断で公認団体としての許可を取り消し、解散を命じることがあります。

- ・学則等の諸規則に違反した場合
- ・大学への届出等、活動時の注意点の履行が不十分な場合
- ・補助金を申請時の目的以外で利用した場合
- ・会計管理が著しく不徹底あるいは報告時の不正があった場合
- ・違法行為を行った場合

大学公認の課外活動に関する届出・質問・相談は、下記までご連絡ください。  
学生支援センター [bbtustudent@ohmae.ac.jp](mailto:bbtustudent@ohmae.ac.jp)